

農第23号 中川原用水路改修工事

特記仕様書

【適用範囲】

本工事の施工にあたって、請負者は契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本特記仕様書および「新潟県農地部農業土木標準仕様書」を適用するものとする。施工管理については、新潟県農地部農業土木工事施工管理基準によるものとする。

○施工条件関係

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示項目に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（市）と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	施工条件
1. 工程関係	1. 関連する別途発注工事あり 工 事 名 () 予 定 期 間 ()
	2. 関係機関協議による工程条件あり 協 議 内 容 () 予 定 期 間 ()
	③ その他 (工事着手時に地元関係者(地権者)及び監督員と立会を行い工事内容を確認すること。 (施工時期は地元関係者(地権者)と協議して決定すること。 (降雪前に現場完了させること。)
2. 用地関係	1. 工事用地等の未処理部分あり 処理見込時期 () 区 間 ()
	2. 仮設ヤードの指定あり 場 所 () 期 間 ()
	③ その他 (工事で使用する用地は事前に地元関係者(地権者)から同意を得ること。)
3. 公害対策 関 係	1. 公害防止の制限あり(騒音・振動、 排出ガス、 粉じん、 水質等) 施 工 方 法 () 作 業 時 間 ()
	2. 家屋等の調査の必要性あり 調 査 方 法 () 調 査 範 囲 ()
	3. その他 ()
4. 安全対策 関 係	1. 交通安全施設等の指定あり 交通誘導員 () その他施設 ()
	2. 近接作業制限あり(鉄道、 ガス、 水道、 電気、 電話等) 工 法 制 限 () 作 業 時 間 ()
	③ その他 (作業休止日及び夜間を含め事故防止のため安全対策に万全を期すこと。)

5. 工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路としての使用制限あり 搬入経路 () 時間帯制限 ()
	2. 一般道路の占有 規制条件 () 時間制限 ()
	3. 仮設道路の設置 工法指定有無 ()
	④ その他 (工事用道路のルート及び使用時間帯について地元関係者(地権者)から同意を得ること。)
6. 仮 設 備 関 係	1. 仮設備の指定あり ()
	2. 仮設構造物の転用、兼用あり ()
	3. その他 (仮設工(敷鉄板設置・撤去等)図面は参考図とし任意仮設とする。)
7. 残土・産業 廃棄物関係	別紙「建設副産物特記仕様書」のとおり
8. 工事支障 物 件 等	1. 占有支障物件あり ()
	2. 新設占有物件あり ()
	③ その他 (工事着手前に支障物件等の調査を行い監督員に報告すること。 (No. 1+5. 0付近に簡水吐出管、No. 1+18. 0付近に電力柱支線、用水路上空に電線有、着手前に現地確認すること。)
9. 排 水 工	1. 濁水、湧水処理等の特別な対策あり ()
10. 薬液注入 関 係	1. 薬液注入工法あり ()
11. その他	1. 現場発生材あり 品 名 () 納入場所 ()
	2. 支給品および貸与品あり 品 名 () 引渡場所 ()
	③ その他 (現場完了後、地元関係者(地権者)と完了確認の立会を行うこと。また、立会記録を作成すること。)
	(施工時の水路の迂回について関係者と連携を図ること。)

○建設工事請負基準約款関係等

1. 関連工事	建設工事請負基準約款（以下約款という）第2条の関連工事 該当なし
2. 特許使用権等の使用	約款第10条の特許権、その他第三者の権利の対象となっている施工法の指定 該当なし
3. 工事材料の検査	約款第15条2項の規定による検査 該当なし
4. 監督員の立会い	約款第16条による立会い 該当なし
5. 支給材料及び貸与品	約款第17条に定めるもの 該当なし
6. 部分引渡し	約款第40条で定める部分引渡しの指定 該当なし
7. 災害保険等	約款第55条で定める火災・建設工事保険等の指定 該当なし
8. 現場発生材	該当なし
9. 工事	約款第1条により特別に定める事項 該当なし
10. 安全教育	請負者は建設作業員の安全意識の高揚を図り、建設工事における安全対策を強化するため、現場作業員を対象に月1回半日以上安全教育を実施しなければならない。
11. その他	

○契約条件

○材料指定関係

材料名・材料規格については、参考資料で指定している。なお、参考資料の仮設工における数量、材料名、材料規格は他の設計図書に明示されていない限り、積算のための参考であるので指定とはならない。

○アスベスト含有建設資材関係

本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。

○排出ガス対策型建設機械関係

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和５８年２月２８日付け５８構改Ｄ第１４７号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ） ・ホイールクレーン	・ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ・道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検証の交付を受けているものを除く。

○建設副産物特記仕様書

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬出先			
搬出先地名			
連絡先			
設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
仮置場所の有無			
備考			

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。受け入れ先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名	コンクリート（無筋）		
設計運搬距離	11.6km		
受入時間			
受入費用	3500円/t		
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。

5. 舗装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。

6. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき、再資源化等完了報告書を提出すること。

7. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

8. 再生資源利用計画書の必要の有無：（ 無 ）

有 「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成し、計画書は施工計画書に添付、実施書は完了時にCD-R等で提出すること。

9. 再生資源利用促進計画書の必要の有無：（ 無 ）

有 「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成し、計画書は施工計画書に添付、実施書は完了時にCD-R等で提出すること。

10. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

「石のまち 糸魚川」のヒスイの保全に関する特記仕様書

糸魚川市内では日本の国石である「ヒスイ」が発見されることが多く、工事において十分留意する必要があることから、ヒスイの保全に関して下記のとおり定めるものとする。

1. 受注者は、工事中にヒスイまたはヒスイに類似した岩石（勾玉等の加工品を含む。）を発見したときは、速やかに監督員と協議しなければならない。
また、協議前に破砕や工事現場以外への持ち出し等を行ってはならない。
2. 受注者が、工事の施工にあたり、ヒスイまたはヒスイに類似した岩石を発見した場合は、受注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該ヒスイ等の発見者としての権利を保有するものとする。